



令和5年生駒市議会（第5回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	14件	
・報告	2件	専決処分の報告
・補正予算	3件	
・条例	8件	改正7件 廃止1件
・町の区域の変更	1件	

■ 補正予算

<一般会計（第6回）>

補正前予算	447億2,523万1千円
補正予算	6億1,768万8千円
補正後予算	453億4,291万9千円

◇歳出 ※（ ）内は歳入の補正

- ・ 人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の増額
3億2,076万9千円（基金繰入金 2億4,900万円）
- ・ 清掃センター基幹的設備改良工事における請負金額の変更
2億33万5千円（国補5,300万円、基金繰入金 2,893万5千円、地方債1億1,840万円）
- ・ 国民健康保険特別会計繰出金の増額
82万円（国負41万円、県負20万5千円）
- ・ 後期高齢者の健診受診者数が増加したことによる後期高齢者医療事業費の増額
1,165万円（諸収入1,113万5千円）
- ・ 子ども医療費等が増加したことによる子ども医療費助成事業費の増額
4,434万1千円（県補2,003万7千円）
- ・ 奈良交通バス路線「富雄庄田線」バス停上屋の整備補助
2,000万円（基金繰入金 2,000万円）
- ・ 各教育施設の燃料価格高騰に伴う光熱水費用の増額
2,574万1千円
- ・ 児童生徒就学援助費の減額
△596万8千円

<その他の歳入>

- ・ 福祉医療費助成事業補助金の追加交付
2,731万4千円
- ・ 後期高齢者医療療養給付費負担金返還金
1,127万4千円

・前年度繰越金 7,797万8千円

<債務負担行為の追加・変更>

・自転車駐車場管理業務（R5～6） 400万円
・高齢者交通費等助成制度（生きいきクーポン券交付等事業）（R5～6） 2億9,537万円
・清掃センター基幹的設備改良事業（R6） 3億6,713万3千円
・がん検診受診券・クーポン券印刷業務（R5～6） 328万7千円

がん検診受診券発送対象者を拡大し、がん検診の受診率の向上につなげる。

<その他繰越明許費の設定>

<国民健康保険特別会計（第2回）>

令和4年度の保険給付費等交付金の金額が確定したことに伴う精算返還金の補正

<後期高齢者医療特別会計（第1回）>

当初見込みより後期高齢者医療保険料収入が上昇したこと等に伴う増額補正

■ 条例

1 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について（議案第67号 39ページ）

- ・趣旨 令和6年度開始の総合計画第2期基本計画に基づく市政運営を加速させるため、スマートシティ構想実現に向けた推進体制、切れ目のない子育て支援体制、持続可能な財政運営に向けた歳入歳出の一元管理体制の整備など、行政組織を改編するもの。
- ・施行日 令和6年4月1日
- ・担当課 企画政策課（0743-74-1111、内線4011）

2 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第68号 42ページ）

- ・趣旨 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく、子の養育のための部分休業は、取得可能時期が子が小学校に就学する前までとなっていることから、子育てと仕事を両立できる環境整備のため、子が小学校に在学中も同様に活用できる新たな休暇を新設するもの。
- ・施行日 令和6年4月1日
- ・担当課 人事課（0743-74-1111、内線4250）

- 3 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(議案第 69 号 46 ページ)
- ・趣旨 令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づき、以下の条例における期末手当の支給月数について所要の改正を行うもの。
 - (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 - (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例
 - (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
 - ・施行日 公布の日(令和 5 年 12 月 1 日遡及適用)、令和 6 年 4 月 1 日
 - ・担当課 人事課(0743-74-1111、内線 4250)
- 4 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(議案第 70 号 49 ページ)
- ・趣旨 令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づき、以下の条例における期末・勤勉手当の支給月数、給料表について所要の改正を行うもの。
 - (1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例
 - (2) 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
 - (3) 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - ・施行日 公布の日(令和 5 年 4 月 1 日遡及適用)、令和 6 年 4 月 1 日
 - ・担当課 人事課(0743-74-1111、内線 4250)
- 5 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第 71 号 63 ページ)
- ・趣旨 地方自治法の一部改正により、令和 6 年 4 月 1 日から会計年度任用職員の勤勉手当の支給が可能となることから、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について定めるもの。
 - ・施行日 令和 6 年 4 月 1 日
 - ・担当課 人事課(0743-74-1111、内線 4250)
- 6 生駒市教育委員会委員の定数を定める条例を廃止する条例の制定について(議案第 72 号 66 ページ)
- ・趣旨 教育委員の定数を条例で 8 人に増員することで担っていた様々な立場の者からの意見を教育行政に取り入れる体制が庁内に整備されてきたことから、教育委員の定数を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する定数とするもの。

- ・ 施行日 令和 6 年 1 月 1 日
- ・ 担当課 教育総務課 (0743-74-1111、内線 2650)

7 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について (議案第 73 号 67 ページ)

- ・ 趣 旨 生駒市公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画において、費用対効果の観点から令和 5 年度までに廃止対象となっている生涯学習施設やまびこホールを令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止するもの。
- ・ 施行日 令和 6 年 4 月 1 日
- ・ 担当課 スポーツ振興課 (0743-74-1111、内線 3750)

8 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案第 74 号 68 ページ)

- ・ 趣 旨 市の従うべき基準、参酌すべき基準を定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に基づき、基準府令と同様の改正を行うもの。
- ・ 施行日 公布の日
- ・ 担当課 幼保こども園課 (0743-74-1111、内線 2750)

■ 町の区域の変更

- ・ 市内上町の一部を白庭台 1 丁目に区域編入し、あわせて住居表示を実施するもの。